

大通達甲（情管）第16号
令和3年3月19日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

統合情報通信ネットワークシステム運用管理要領の制定について（通達）
統合情報通信ネットワークシステムの運用管理について、別添のとおり「統合情報通信ネットワークシステム運用管理要領」を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。
(情報管理課運用・開発係)

別添

統合情報通信ネットワークシステム運用管理要領

第1 趣旨

この要綱は、統合情報通信ネットワークシステムの運用管理に関する基本事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において「統合情報通信ネットワークシステム」(以下「統合ネット」という。)とは、電子メール、電子掲示板、電子キャビネットその他の機能による情報の交換若しくは共有又は行政文書の管理を行うためのシステムで、警務部情報管理課に設置されたサーバ並びにこれに電気通信回線を介して接続する警察本部、警察学校及び警察署に設置された端末装置並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

第3 運用体制

1 総括責任者

- (1) 警察本部に総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、統合ネットの適正な管理及び運用に係る事務を総括する。

2 運用責任者

- (1) 警察本部に運用責任者を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、総括責任者を補佐するとともに、利用者(職員番号が付与された職員又は利用申請により統合ネットの機能を利用する権限を与えられた者をいう。以下同じ。)の管理を行う。

3 運用管理者

- (1) 各所属に運用管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、所属における統合ネットの適正な管理及び運用に係る事務を処理する。

4 運用管理担当者

- (1) 各所属に運用管理担当者を置き、警察本部及び警察学校にあつては警部の階級(同相当職を含む。)にある職員を、警察署にあつては各課長をもって充てる。
- (2) 運用管理担当者は、統合ネットの適正な管理及び運用を図るため、所属の利用者に対する指導及び教養を行う。

第4 安全の確保

1 情報セキュリティ

統合ネットの情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、大分県警察における情報セキュリティに関する規程(平成16年大分県警察本部訓令甲第20号)等警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

2 管理対象情報の分類

統合ネットに係る情報セキュリティの管理体制に関する要綱(令和3年3月19日付け大通達甲(情管)第12号別添)第1の2に規定する管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
-----------	-----	-----	-----

統合ネット	3 (高)	2 (高)	2 (高)
-------	-------	-------	-------

第5 委任

この要領に定めるもののほか、統合ネットの運用管理に関し必要な細目的事項は、運用責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。